

心臓血管外科専門医認定機構認定修練施設 認定基準

(2024年からの新基準)

「全ての認定修練施設共通」

1. 別紙「心臓血管外科手術術式難易度表」にある心臓血管外科手術を年間 100 例以上実施していること
または小児心臓血管手術を年間 71 例以上実施していること (*)
2. 修練指導者が 1 名以上常勤していること
3. 臨床工学技士が 2 名以上常勤していること
そのうち 1 名以上は体外循環技術認定士であること
※但し血管外科専門施設においては体外循環技術認定士の在籍は必須としない
4. 医療法上に定められた医療安全に関する職員研修が行われており修練医・専攻医が参加していること
5. 行った心臓血管外科手術は NCD へ全例登録し、かつ心臓血管外科専門医認定機構が必要と判断した医療の質向上事業に協力すること

* すべての認定修練施設には、以下の要件に従い領域基幹または領域関連の呼称を付記する

【心臓基幹】	<u>心臓・胸部大血管手術を年間 100 例以上</u> 行っている施設
【心臓関連】	<u>心臓・胸部大血管手術を年間 40 例以上</u> 行っている施設
【血管基幹】	<u>大動脈（グループ 1）手術を年間 20 例以上、末梢動脈（グループ 2）手術を年間 20 例以上、合計で年間 100 例以上、かつ下腿 3 分枝以下への血行再建術を年間 2 例以上</u> 行っている施設
【血管関連】	<u>大動脈+末梢動脈（グループ 1+グループ 2）、静脈・その他（グループ 3）のどちらかの手術を年間 20 例以上</u> 行っている施設
【小児基幹】	<u>小児心臓血管手術を年間 71 例以上</u> 行っている施設

※1 原則、申請直前 3 年間の平均に基づき判定する

※2 例外として新規施設では申請前年の症例数に基づき判定する

新規施設とは「修練施設として新たに認定を希望する施設」を意味する

新規施設には基幹の呼称は付与しない

既存認定施設（更新施設、または認定期間途中での登録変更を申請する施設）に対しては、要件を満たした領域に基幹または関連のいずれかの呼称を付与するが、すべての呼称について、申請直前 3 年間の平均に基づき判定する